

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
関係府省は、上下水道業務の民間委託、公営ガスの民営化を推進する。また、ケアハウス、保育所及び学校等にPFIを活用する。	文部科学省	<p>国立大学等施設については、「国立大学等施設緊急整備5か年計画」の実施にあたり、PFI等新たな整備手法等の導入について検討を行うこととした。平成13年度から調査・検討を実施し、VFMの確認ができた事業について、契約に必要な国庫債務負担行為限度額（平成15年度予算案約982億円）を措置した。また、新たに既存施設の改修を中心に、事業量約40万㎡について、PFIを活用した整備を図ることとし、導入に向けての調査・検討を実施。（平成15年度予算額363百万円）</p>	<p>国立大学等のPFI事業（11大学14事業）については、平成15年1月から2月にかけて特定事業を選定し、事業者の募集（入札公告）を開始。</p>		<p>国立大学等のPFI事業（11大学14事業）については、平成15年5月から7月にかけて事業契約を締結予定。また、平成15年度から新たに調査実施する事業（新規分）については、平成15年4月から導入可能性調査を実施予定。</p>
		<p>公立学校施設については、PFIによる整備・運営の一層の推進のため、その推進方策について委嘱研究を実施中であり、平成15年春には手引書の形でまとめ、各地方自治体に配布する予定である。</p>	<p>公立学校施設については、PFI活用により建設された東京都調布市立調和小学校が、既に平成14年度9月より供用が開始されている。また、他2つの自治体において実施方針が公表されているほか、さらにいくつかの自治体においてPFIによる公立学校施設整備が検討されている。</p>		<p>公立学校施設については、平成15年度はPFIを活用した施設整備における国庫補助のあり方について検討を行う予定。</p>

八. 規制改革

<p>文部科学省は国立大学の法人化を待たず、平成15年度より、大学・大学院、学部・学科の設置規制を柔軟化し、教育機関間の競争を活性化する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。これを受けて、学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った(平成15年4月1日施行)。</p>	<p>学校教育法等の改正により、各大学等が弾力的な取組を行えるようになった。</p>	<p>制度の円滑な施行を図る。</p>	
<p>文部科学省は平成14年度から、大学事務局幹部職員を含め、経営専門家等民間からの採用、大学事務の外部発注を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・民間からの採用については積極的に人材を得るよう努めているところ。</p>	<p>・平成14年度、一般職の任期付任用で国立大学の課長に私立大学の職員を1名採用。</p>	<p>法人化を見据え、各大学において学内体制の整備を促進する必要がある。</p>	<p>国立大学等の法人化を機に各大学法人において民間の人材を積極的に登用。</p>
<p>文部科学省は、国立大学の法人化を待たず、平成15年度から、弾力的な勤務形態(例えば週20時間勤務)による教官の任用を進め、兼業・起業を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>右成果の実施に向けて関係規定等の整備を行い、国立大学等に周知する。</p>	<p>「構造改革特区推進のためのプログラムにおいて、国立大学教員等が勤務時間内に兼業することについて、TLO及び研究成果活用企業における役員兼業については構造改革特区で、また、産学官連携活動のために行う非役員兼業については全国で可能とする旨明記。</p>	<p>現場への周知徹底が必要。</p>	<p>国立大学等の法人化後は、各大学において、さらに兼業・起業が促進されるよう弾力的な勤務形態を設計。</p>

ホ. その他の制度改革

文部科学省は国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する。	文部科学省	平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。		非公務員化に伴う人事制度の整備。	
文部科学省は、国立大学の法人化後の大学・事務局運営における関与を極力行わない。	文部科学省	平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。		非公務員化に伴う人事制度の整備。	
文部科学省は平成14年度から、大学事務局幹部職員を含め、経営専門家等民間からの採用、大学事務の外部発注を促進する。	文部科学省	平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。		法人化を見据え、体制の整備を促進する必要がある。	
文部科学省は、教員人事の流動性・多様性を高めるため、国立大学の法人化後の各大学において、公開公募制・任期制の積極的導入や他大学出身者・経験者の登用などについて、具体的目標を定め推進する。	文部科学省	平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。 法人化後は各大学の判断で弾力的な人事制度が実現可能となる。		法人化後の各大学が具体的な目標を設定して推進するよう指導する必要がある。	
関係府省は、平成14年度から、旧国立研究所など公務員型独立行政法人について、その業務の内容により非公務員型独立行政法人化を進める。	文部科学省				研究開発関連独立行政法人が平成13年度から設立されて、現在2年目であり、中期目標の期間の途中であることも踏まえ、今後、検討していく。

<p>関係府省は、国民の利益の観点にたち、徹底した行政改革を行い、特殊法人等や国営施設の見直し、民営化を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)を実施するため、以下のとおり対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第155回国会において、放送大学学園法、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律、独立行政法人科学技術振興機構法、独立行政法人日本学術振興会法、独立行政法人理化学研究所法、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、独立行政法人日本学術振興会法が成立。平成15年10月から新体制に移行予定。 ・第156回国会に、独立行政法人日本学生支援機構法案、独立行政法人海洋研究開発機構法案を提出。平成16年4月から新体制に移行予定。 	<p>現在、新体制への移行に向けて、必要な準備作業に鋭意取り組んでいるところ。</p>	<p>—</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法案、独立行政法人海洋研究開発機構法案の成立を目指す。</p> <p>第155回国会で成立した特殊法人等改革関連法に基づき、関係機関について、平成15年10月に新体制に移行予定。平成16年4月に、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構を設立予定。</p> <p>「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)を実施するため、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構について、廃止した上で統合し、新たに原子力研究開発を総合的に実施する独立行政法人を設置する方向で、平成16年度までに法案を提出する。</p>
---	--------------	---	---	----------	--

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
<p>「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。 （7月19日総理指示） <再掲></p>					
<p>民間委託（アウトソーシング）やPFI等の活用 従来公的部門が直接行ってきた事務事業で民間委託やPFI等を積極的に活用する。各府省は一定範囲の事務事業について、民間委託やPFI等の活用の適否を検討し結果を公表する。こうした方式を、当面試験的に導入する。 （骨太の方針2002）</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・国立大学等施設については、「国立大学等施設緊急整備5か年計画」の実施にあたり、PFI等新たな整備手法等の導入について検討を行うこととした。 平成13年度から調査・検討を実施し、VFMの確認ができた事業について、契約に必要な国庫債務負担行為限度額（平成15年度予算案約982億円）を措置した。 また、新たに既存施設の改修を中心に、事業量約40万㎡について、PFIを活用した整備を図ることとし、導入に向けての調査・検討を実施。（平成15年度予算額363百万円） ・公立学校施設については、PFIによる整備・運営の一層の推進のため、その推進方策について委嘱研究を実施中であり、平成15年春には手引書の形でまとめ、各地方自治体に配布する予定である。</p>	<p>国立大学等のPFI事業(11大学14事業)については、平成15年1月から2月にかけて特定事業を選定し、事業者の募集(入札公告)を開始。 公立学校施設については、PFI活用により建設された東京都調布市立調和小学校が、既に平成14年度9月より供用が開始されている。また、他2つの自治体において実施方針が公表されているほか、さらにいくつかの自治体においてPFIによる公立学校施設整備が検討されている。</p>		<p>国立大学等のPFI事業(11大学14事業)については、平成15年5月から7月にかけて事業契約を締結予定。 また、平成15年度から新たに調査実施する事業(新規分)については、平成15年4月から導入可能性調査を実施予定。 公立学校施設については、平成15年度はPFIを活用した施設整備における国庫補助のあり方について検討を行う予定。</p>

<p>・一般公務員と教員の関係見直し（人材確保法等）</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・今後公務員制度改革の検討状況を見極めつつ対応</p>			
<p>○大学改革等 ・規制改革の同時推進</p>	<p>内閣官房 文部科学省 総務省 人事院</p>	<p>・中央教育審議会答申（平成14年8月5日）を受けて、学校教育法の改正を行い（平成14年11月29日法律第118号）、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度の導入等を行った。また、校地面積基準等についても、今年度に措置する予定である。 ・「21世紀COEプログラム」へ163大学464件の申請があり、50大学113件の拠点を採択した。</p>			<p>・評価機関の認証基準を策定 医学系等5分野について公募・選定を行う ・平成16年度から第三者評価を施行</p>
<p>ホ. その他の制度改革</p>					
<p>「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。 （7月19日総理指示） <再掲></p>					

<p>国と地方の役割分担を踏まえ、国の関与を縮小しつつ地方の自立を促す観点に立った具体案をお示しいただきたい。 (7月19日総理指示)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・平成15年度から、義務教育費国庫負担金について、共済費長期給付及び公務災害補償に係る部分を一般財源化(今年度末までに所要の法改正) ・平成15年度から、学級編制の一層の弾力化、加配教職員に係るメニューの大括り化、定数の柔軟な活用など教職員配置の弾力化を推進(今年度末までに所要の政令改正等)</p>	<p>・国と地方の役割分担及び費用負担の在り方の見直しを踏まえた国庫補助負担金の縮減 ・義務教育に関する地方の自由度の拡大</p>	<p>引き続き所要の検討を行う。</p>	<p>義務教育費国庫負担金について、退職手当、児童手当等に係る部分の取扱いは、関係省庁間における継続検討課題とし、平成16年度予算編成までに結論を得る。また、平成16年度において公立学校教員給与についての国立学校準拠制を廃止するとともに、平成16年度に義務教育費国庫負担制度の改革(例えば定額化・交付金化)のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。さらに、義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、「改革と展望」の期間中(平成18年度末まで)に国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。その他、関連する諸制度の見直しとして、次に掲げるものを行う。 ○都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定の権限の移譲 ○市町村費による教職員配置 ○機動的・弾力的な教員人事を可能とする観点からの教員の給与体系の見直し ○義務教育費国庫負担金の手続き簡素化に向けた検討</p>
---	--------------	---	---	----------------------	---

<p>○義務教育（国庫負担制度等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担金削減（負担対象経費の見直し） ・国庫負担制度の在り方の抜本的な見直し 	<p>文部科学省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から、義務教育費国庫負担金について、共済費長期給付及び公務災害補償に係る部分を一般財源化（今年度末までに所要の法改正） ・平成15年度から、学級編制の一層の弾力化、加配教職員に係るメニューの大括り化、定数の柔軟な活用など教職員配置の弾力化を推進（今年度末までに所要の政令改正等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の役割分担及び費用負担の在り方を見直しを踏まえた国庫補助負担金の縮減 ・義務教育に関する地方の自由度の拡大 	<p>引き続き所要の検討を行う。</p>	<p>義務教育費国庫負担金について、退職手当、児童手当等に係る部分の取扱いについては、関係省庁間における継続検討課題とし、平成16年度予算編成までに結論を得る。また、平成16年度において公立学校教員給与についての国立学校準拠制を廃止するとともに、平成16年度に義務教育費国庫負担制度の改革（例えば定額化・交付金化）のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。さらに、義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、「改革と展望」の期間中（平成18年度末まで）に国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。</p> <p>その他、関連する諸制度の見直しとして、次に掲げるものを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定の権限の移譲 ○市町村費による教職員配置 ○機動的・弾力的な教員人事を可能とする観点からの教員の給与体系の見直し ○義務教育費国庫負担金の手続き簡素化に向けた検討
---	--------------	---	---	----------------------	--

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<ul style="list-style-type: none"> 産学連携を円滑化し、大学発ベンチャーの創造を加速化するため、以下のような規制改革を行う。 大学設置認可の弾力化・大学設置基準の緩和(学校教育法の改正(臨時国会)) 	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 大学発ベンチャーの国立大学の施設の有償使用が可能に(平成14年6月)。 構造改革特別区域法が平成14年度臨時国会で成立したことにより、国立大学等の国有施設・敷地の使用要件等が緩和される予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学発ベンチャーの有償使用について、既にいくつかの国立大学で実施。 構造改革特別区域法により、国立大学等の国有施設・敷地の廉価使用の範囲の拡大、要件の緩和が図られることとなった。 		<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知を図ることにより、制度の十分な活用を促す。 特区について地方自治体から申請があった際には出来る限り迅速に対応する。
ホ. その他の制度改革					
<ul style="list-style-type: none"> 産学連携を円滑化し、大学発ベンチャーの創造を加速化するため、以下のような規制改革を行う。 大学設置認可の弾力化・大学設置基準の緩和(学校教育法の改正(臨時国会)等)。 	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 大学発ベンチャーの国立大学の施設の有償使用が可能に(平成14年6月)。 構造改革特別区域法が平成14年度臨時国会で成立したことにより、国立大学等の国有施設・敷地の使用要件等が緩和される予定。 学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った。 「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」との方針は撤廃した。 大学設置審査に係る基準について、それぞれ規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに一貫性を高め、明確化を図る観点から、原則として告示以上の法令で規定。 さらに、大学設置基準等に規定されている校地・校舎の面積基準等の緩和を図るとともに、学部レベルでも授業を校舎等以外の場 	<ul style="list-style-type: none"> 大学発ベンチャーの有償使用について、既にいくつかの国立大学で実施。 構造改革特別区域法により、国立大学等の国有施設・敷地の廉価使用の範囲の拡大、要件の緩和が図られることとなった。 		<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知を図ることにより、制度の十分な活用を促す。 特区について地方自治体から申請があった際には出来る限り迅速に対応する。

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
<p>○PFIを活用した公設民営型ケアハウスの施設整備のスキームを作成する。</p> <p>・PFIを活用した公設民営方式によるケアハウスの整備の具体的手続き（ケアハウスPFI実施マニュアルの作成）の検討を早急に開始（速やかに作成）</p>	厚生労働省	<p>・平成14年2月には、各自治体がPFI制度を活用した公設民営方式によるケアハウスの整備を行うことを支援するため、実施マニュアルを作成・配布。</p> <p>・平成14年7月に自治体の担当者向け研修会を開くなど、引き続きPFI制度を活用したケアハウスの整備について周知を図っている。</p>	<p>・現在、東京都杉並区及び中央区、千葉県市川市並びに愛知県高浜市において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われ、東京都杉並区、千葉県市川市及び愛知県高浜市においては、既に事業者が選定されたところ。</p>	<p>・引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。</p>	<p>・引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく。</p>
<p>○保育所待機児童ゼロ作戦を推進する。</p> <p>・PFIを活用した公設民営方式による保育所整備の具体的手続き（保育所PFIマニュアルの作成）の検討（速やかに作成）。</p>	厚生労働省	<p>○公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示したところ。（平成14年3月）</p> <p>○平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催。</p> <p>○平成15年度予算案において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予算を計上。</p>	<p>○公設民営保育所設置件数：406件[累計]（平成14年8月末現在）※うち、13年度及び14年度で計105件</p> <p>○マニュアルの提示を受け、千葉県市川市においてPFI法の枠組を活用して保育所等の整備を行うため、実施方針を公表等</p>	<p>引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を一層推進する予定。</p>

<p>○保育に関する情報提供強化、保育サービスの第三者評価の推進を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○保育サービスに関する第三者評価のガイドラインを策定（「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」平成14年4月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0422001号） ○第三者評価の普及啓発のためのシンポジウムを実施（平成14年度全国5か所）。 ○財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」において、多様な主体による第三者評価が容易に比較できる仕組みを整備。</p>		<p>保育サービスの第三者評価について、利用者、事業者等に対する周知を図り、その推進に努める必要がある。</p>	<p>平成15年度において、より実効性のある評価制度となるよう、評価基準の見直し、評価機関の質の確保等を図る。</p>
<p>○公立保育所の民間への運営委託促進 ・民間による保育所整備を促進するため、関連通達の見直しによる会計処理の柔軟化等（検討に着手、平成13年度内に措置） ・保育所運営の民間参入促進（PFI方式の活用等）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>【保育分野について】 ○会計処理の柔軟化等を実施（「保育所運営費の経理等について」平成14年3月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0329030号改正） ○平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催し、先進的な事例、公設民営保育所の現状等について情報提供を行ったところ。 ○さらに、平成14年度において、PFI制度等を活用した公設民営の保育所に対する施設整備補助を実施するなど、民間参入の促進に努めている。 ○なお、平成12年3月より、保育所設置主体の制限を撤廃し、NPO法人、株式会社、学校法人等の参入を認めているところ。</p>	<p>○公設民営保育所設置件数406件【累計】（平成14年8月末現在）※うち、13年度及び14年度で計105件 ○社会福祉法人以外の民間による保育所設置件数77件【累計】（平成14年10月現在）</p>	<p>○引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>○平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予定。</p>

<p>○保育所に関する情報公開、第三者評価の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる保育所などの子育て情報の充実 ・保育サービスの第三者評価に関するガイドラインの策定 	<p>厚生労働省</p>	<p>○保育サービスに関する第三者評価のガイドラインを策定（「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」平成14年4月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0422001号）</p> <p>○第三者評価の普及啓発のためのシンポジウムを実施（平成14年度全国5か所）。</p> <p>○財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」において、多様な主体による第三者評価が容易に比較できる仕組みを整備。</p>		<p>保育サービスの第三者評価について、利用者、事業者等に対する周知を図り、その推進に努める必要がある。</p>	<p>平成15年度において、より実効性のある評価制度となるよう、評価基準の見直し、評価機関の質の確保等を図る。</p>
<p>○介護施設に関する施設整備費補助等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームのホテルコストの見直し 	<p>厚生労働省</p>	<p>・ユニットケアを提供する小規模生活単位型特別養護老人ホーム等は、入居者から居住費の支払いを受けることができることとした。（平成15年4月1日施行予定）</p>			<p>平成15年度より、ユニットケアを提供する小規模生活単位型特別養護老人ホーム等は、入居者から居住費の支払いを受けることができることとする予定。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>・関係府省は、上下水道業務の民間委託、公営ガスの民営化を推進する。また、ケアハウス、保育所及び学校等にPFIを活用する。</p> <p>・厚生労働省はPFIの活用等を通じてケアハウス、生活支援ハウス等を整備する。</p>	厚生労働省	<p><水道></p> <p>水道法改正により、平成14年4月から、浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術力を要する業務を他の水道事業者又は当該業務を実施できる経理的・技術的基礎を有する民間事業者等に委託することを可能としたところ。</p>	<p>浄水施設管理等について民間委託を行った実績（15年1月末現在厚生労働大臣認可水道事業者については1件）が得られている。</p>	<p>水道法改正により、技術上の管理について業務委託を制度化したところであり、今後ガイドライン等の整備により、本制度を活用しやすい環境を整備する。</p>	<p>①②第三者委託制度の運用について、水道事業者等に情報提供を行うとともに、第三者委託制度の運用ガイドライン・事例集の検討を行う。</p> <p>③第三者委託制度の運用ガイドライン・事例集を整備する。</p>

<ケアハウス>

・平成13年度にケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大。平成13年度第1次補正予算において、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費について、新たに国庫補助対象としたところ。

・平成14年2月には、各自治体がPFI制度を活用した公設民営方式によるケアハウスの整備を行うことを支援するため、実施マニュアルを作成・配布。

・平成14年7月に自治体の担当者向け研修会を開くなど、引き続きPFI制度を活用したケアハウスの整備について周知を図っている。

・PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費補助については、平成14年度補正予算において、これを痴呆性高齢者グループホーム等に拡大した。

・平成15年度予算案においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費に係る国庫補助を盛り込んでいる。

・現在、東京都杉並区及び中央区、千葉県市川市並びに愛知県高浜市において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われ、東京都杉並区、千葉県市川市及び愛知県高浜市においては、既に事業者が選定されたところ。

・引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。

○平成15年度においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費の補助を行う予定。

	<p><保育所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示したところ。(平成14年3月)これを受け、千葉県市川市において、PFI法の枠組みを活用して保育所等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われているところ。 ・平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催したところ。 ・平成15年度予算案において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予算を計上。 	<p>公設民営保育所設置件数 406件[累計](平成14年8月末現在) ※うち、13年度及び14年度で計105件</p>	<p>引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予定。</p>
--	---	--	--	--

文部科学省、厚生労働省は、医療・介護、保育、労働、教育等の社会的規制分野において、民間による良質で効率的なサービス提供を推進する。

厚生労働省

【介護分野について】

- 介護保険制度の下、既に在宅サービスについては、民間事業者の参入を認めているところ。
- 平成13年度にケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大した。
- 特別養護老人ホームについては、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で、特区においてPFI方式又は公設民営方式の下で、株式会社等による運営を認めることとしたところである。
- 平成15年度予算案においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費に係る国庫補助を盛り込んでいる。

- 在宅サービスについては、着実に民間事業者の参入が進んでいるほか、現在、東京都杉並区及び中央区、千葉縣市川市並びに愛知県高浜市において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われ、東京都杉並区、千葉縣市川市及び愛知県高浜市においては、既に事業者が選定されたところ。

- 引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。

- 平成15年度においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費の補助を行う予定。

【保育分野について】

○平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催し、先進的な事例、公設民営保育所の現状等について情報提供を行ったところ。
○さらに、平成14年度において、PFI制度等を活用した公設民営の保育所に対する施設整備補助を実施するなど、民間参入の促進に努めている。
○なお、平成12年3月より、保育所設置主体の制限を撤廃し、NPO法人、株式会社、学校法人等の参入を認めているところ。

○平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予算を計上したところ。

○公設民営保育所設置件数 406件〔累計〕
(平成14年8月末現在) ※
うち、13年度及び14年度で計105件
○社会福祉法人以外の民間による保育所設置件数 77件〔累計〕(平成14年10月現在)

○引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。

○平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予定。

		<p>【その他】</p> <p>○ 利用者の立場に立って、質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、社会福祉法人について、その資産要件の緩和や自らの収益を充てることのできる事業の範囲の拡大等の運用の改善を行った（平成14年8月）。</p> <p>○ 平成15年度予算案において、PFI制度等を活用した公設民営の保育所に対する補助を含む施設整備の補助、学校余裕教室活用促進事業を拡大し、廃止される公立学校の建物を保育所に転用する場合を補助対象とすること等を盛り込んだところである。</p>	<p>具体的には、平成14年8月30日付で各都道府県、指定都市、中核市宛に通知を發出し、主に以下の改正を行った。</p> <p>○ 収益事業の収益を充てることのできる公益事業として、当該法人が実施する社会福祉事業と密接な関連があり、当該社会福祉事業と一体的に実施することによりその目的の一層の達成に資するものとして、所轄庁が認めるものを追加した。</p> <p>○ グループホームのみを経営する社会福祉法人について、一定の要件を満たしているときは、資産要件を1億円から1千万円に緩和した。</p> <p>○ 外部監査のさらなる活用の促進をした。</p> <p>また、法人が外部監査を活用した場合、当該外部監査を所轄庁の実地監査とみなし、その結果等に基づく書面による監査を行うことで足りることを認めた。</p>	<p>○ さらなる周知徹底を図る必要がある。</p>	<p>○引き続き、市町村・社会福祉法人以外の多様な主体による保育所設置、運営の促進に努める。</p>
<p>関係府省は、引き続き、業法における事前規制の撤廃・緩和、ノーアクションレター制度の充実等により、事後監視型ヘルールを変更する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>改正薬事法（平成14年7月31日公布）第14条第9項により、承認審査の効率化・迅速化を図る観点から、承認を受けた医薬品・医療機器等について、当該承認に係る事項のうち用量・製造方法・品質等のうち軽微な事項については、一部変更承認の手続きを行わなくとも、届出によってこれを認める仕組みを導入することとしたところ。（平成17年度施行予定）</p>			<p>改正薬事法の平成17年度の施行を踏まえ、関係法令の整備を行う。</p>

ホ. その他の制度改革

文部科学省は、社会人を含む学生への奨学金を重視する。厚生労働省は、職業訓練については民間を活用するとともに、個人の能力開発については給付の重点化、貸付の積極的な活用により意欲の高い個人を対象とした効果的・効率的な支援制度とする。

文部科学省、厚生労働省

離職者を対象とした公共職業訓練においては、より多様な内容の訓練コースを実施するため、専修学校等を活用した民間委託訓練を拡大。

教育訓練給付講座指定の重点化

1 平成14年4月指定に当たっては、下記の観点から講座指定の重点化を図った。

- ① 基礎的・入門的レベルの講座を排除、
- ② 大学・大学院等の講座の指定範囲を拡大、
- ③ 支給実績がない講座の再指定不履行、
- ④ 趣味的・教養的受講者の排除、
- ⑤ 訓練目標の明確化、訓練内容の受講者への明示を義務づけ、

2 平成14年10月指定に当たっては、1に加えて下記により重点化を図った。

- ① 公的職業資格、修士等の取得を訓練目標とする講座を指定。
- ② ①に準じて訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能である講座を指定。

民間委託訓練は、平成14年4月～11月まで22万人を対象に実施。大学等委託訓練27大学48コース924名(12月末時点) NPO委託訓練21NPO法人29コース688名(12月末時点) 求人者委託訓練909コース1100名受講(11月) これらの重点化を行った結果、指定講座数は、平成13年10月時点で22,183講座であったものが、平成14年4月指定時には20,727講座、平成14年10月指定時には19,116講座となり、精選された講座が指定されたところである。これにより、労働者に対しては、より訓練効果の高い訓練講座が提供されることとなった。

今後とも民間を活用した職業訓練を推進する。

②15年度においても、引き続き民間教育訓練機関等を活用した訓練を実施するとともに、新たに、座学型訓練と実習型訓練を組み合わせ、より個々の受講者の状況に応じた効果的な職業訓練を実施する予定。

①②これまでの取組を踏まえ、平成15年度以降も適切な制度運営に努めていく。

	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練施設には、「取得目標とする資格名称」「得られる知識・技能の内容」「訓練効果測定の方法」等を受講希望者に明示させる。 ・訓練施設には、受講者の修了時及びその後の状況（＝資格の取得状況、就職状況、受講後の職務内容の変化、処遇改善の状況等）を把握させ、講座検索システムにより当該情報を公開させる。 ・訓練施設には、趣味的・教養的な受講者の排除のため、一定の実務経験や、実際に再就職に向けた活動実績があること等が確保されるような受講時点の条件設定を徹底させる。 			
--	---	--	--	--